

## 第4章 国際知財制度研究会まとめ

### I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について、研究会委員やその他有識者から発表がされ、同発表を受けて議論を行った。本章では上記発表、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

### II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「輸出管理改革法による米国の輸出管理の対象拡大」においては、輸出管理規則(EAR)による技術の輸出管理と、輸出管理改革法(ECRA)による管理対象技術の拡大を中心とした技術の流通管理の強化による安全保障、及び輸出管理規則(EAR)等に基づく技術の輸出管理に関する報告がなされた。研究会では、EARに関して米国企業との共同開発で共有に至った技術について米国原産技術の価値を特定するのに明確な基準はなく判断は難しいと思われることや、ワッセナー・アレンジメント等の国際レジーム上の規制との関係について意見がなされる等、知的財産と安全保障の関係について、米国での実務上の事例等を踏まえて検討し、議論を行った。

第二に、「医薬品を巡る最近の事案」においては、中国における人類遺伝資源管理暫定弁法や人類遺伝資源管理条例を取り上げ、中国での人類遺伝資源に関する状況が報告されると共に、インドネシアにおける強制実施権や特許の国内実施義務を含む特許法を巡る動向や、WHOにおけるGSPA-PHIや医薬品市場透明化に関するイタリア提案を含む知的財産に関する最近の議論の状況に関する報告がなされた。研究会では、中国における人類遺伝資源に関する状況について、上記弁法及び管理条例が国際共同治験に及ぼす影響について懸念が示され、中国市場の重要性に鑑みると同問題については注視が必要である旨のコメントがされた。また、インドネシア特許法における特許の国内実施義務については、TRIPS協定との整合性について疑義が呈されると共に、製品分野によってはインドネシアに生産設備を設けることは現実的に困難であること等が指摘された。

第三に、「WTO/TRIPS理事会及びWIPOにおける議論の動向等」に関しては、知的財産保護の実効性に関する各国の政策や立場等を踏まえ、日本が今後取り得る方針について考慮すべき事項の整理を目的として、近年の両フォーラムにおける議論全般の動向の他、WTO/TRIPS理事会において議論のある論点、すなわち、TRIPS協定へのノン・バイオレーション(非違反申立て)適用の可否及び後発開発途上国(LDC)への技術移転の奨励措置に関して報告がなされ議論を行った。研究会では、ノン・バイオレーションの適用範囲や態様についての不明確性や予見不可能性が解決されていない現状においては、その適用の可否について議論することは困難であるとの見解や、仮に適用範囲や態様が明確になった場合には、途上国から強い反発が予想されるのではないかとといった旨のコメントがされた。LDCへの技術移転の奨励措置については、WIPO GREEN等の環境技術に関する技術移転について日本は大きく貢献しており、これらをしっかりアピールすることが重要であるこ

と、ポスト WIPO GREEN の議論についても日本の貢献が求められているのでは等のコメントがされた。

第四に、「外国判決の執行承認に関するハーグ国際私法会議の議論の動向等」においては、ハーグ国際私法会議における外国判決の執行承認に関する私法統一条約(2019年採択済み)に係るこれまでの議論の経緯や、外国判決の執行承認に関する各国の法制度の現状について報告がされ、知的財産については最終的に上記私法統一条約の対象外とされたものの、今後も議論は継続して行われる可能性もあること等の報告がなされた。研究会では、仮に知的財産に関する外国判決の執行承認が実現した場合の影響について、外国判決をそのまま受け入れた場合、外国判決には予見可能性が低いものもあるところ国内訴訟の予見可能性が低下することによる投資リスクの増加への懸念や、複数国の法律を適用せざるを得なくなった場合の予測可能性の低さ等が懸念点として指摘され、企業戦略の立案においては予見可能性が重要な要素であること、外国で損害賠償判決を勝ち取ってそれを日本で執行することは現状想定できず、企業としては当地での侵害の差止めが認められれば十分との考えもあること、外国判決の執行承認に関する私法統一条約の知的財産への適用はデメリットの方が大きいとの意見がなされた。他方、関連する訴訟が複数の国で行われてコスト及び時間を要することもある現状を踏まえると、このような知的財産訴訟の判決についての国際的な合意が存在することのメリットについても十分に分析が必要ではないかとのコメントもされた。

### Ⅲ. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

第一に、「近年の RTA における知財章の比較調査」においては、近年主要国間で締結された主な 10 の RTA について、各 RTA における知財エンフォースメント・不正競争の規定を中心にそれぞれの特徴の比較分析を行い、その結果概要について報告がされた。研究会では、TRIPS プラスの条項を組み込んだ RTA の締結国であっても当該規定について実質機能していない国も存在することを受け、協定違反と思われる状況を是正できるような RTA を追求することの必要性や、知的財産を取り巻く状況は年々変化していることを考慮し、国際協定における知的財産関連の条項は公共政策の観点からも検討すべき旨指摘された。さらに、各国が選好するルールを全てマルチ・ルールに盛り込んで作り上げることは困難であるところ、協定違反と疑わしき国に対しては、国際交渉の場で履行義務遵守に向けた積極的な働きかけを行うとともに、二国間協定等の RTA において状況改善を図り、可能であればマルチ・ルールに反映するような構想を念頭に交渉を進めると効果的である旨提案がなされた。

第二に、「国際協定における侵害行為への権利行使の実効性に関する規定との整合性に関する調査」においては、TRIPS 協定や我が国との EPA といった国際協定における権利行使の実効性に関連する規定の義務履行状況や協定整合性を検討し、アジア地域の新興国・途上国五か国(インド、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア)における関係する国際協定上の規定を確認するとともに、模倣品・海賊版に関して被害状況や権利行使実態等の情報を収集することで、当該国における国際協定の知財権利行使関連規定との整合性に

関する実態把握を検討した結果が報告された。研究会では、タイにおける権利行使実態について知的財産局（DIP）が関係政府機関の連携を調整しているところ、単なる政策調整にとどまらず、例えば特許権侵害訴訟における法務省特別捜査局（DSI）との協力等を含めて実務上の個別案件でも調整を行っている旨紹介がなされた。また、訴訟終了後の執行状況等に関する情報も、産業界にとっては知財投資判断の観点から有益である等の意見がなされた。

#### IV. 各国における知的財産制度を巡る状況

第一に、「営業秘密の保護について－国際的側面に着目して－」においては、日米欧における営業秘密保護を巡る最近の動向や、外国における行為と営業秘密保護法の関係に係る検討等について報告がなされた。研究会では、営業秘密を含む不正競争防止法のエンフォースメントについて、実務的、法律的な観点から議論を行った。具体的には、営業秘密侵害事件では、営業秘密が不正取得された者の所在国、営業秘密を不正取得した者の所在国、当該営業秘密の使用国等が異なるということもあり得る中で、外国の裁判所で救済を求められる範囲や適用される準拠法等も含めて解決は容易ではないとの意見がなされた。また、実務的な観点から、契約で営業秘密を保護することの重要性と困難性について指摘がなされ、営業秘密を侵害された場合において差止請求まで求めるときには不正競争防止法に頼らざるを得ない面がある等の意見がなされた。

第二に、「情報・データの越境移転をめぐる法的諸課題」においては、越境移転規制において問題となる情報の種類、産業情報/安保情報の保護を目的とした越境移転規制の強化、個人情報の保護を目的とした越境移転規制に関する各国の動向、情報の越境移転規制のWTO 協定整合性、及び個人データの越境移転をめぐる規制類型について報告がなされた。研究会では、個人情報保護とEU 競争法の執行との関係において、EU 機関による自然人情報の扱い及びその移転についてはGDPR の原則とルールに整合的に調和させていくことになっているところ、競争法の執行にあたっては課題が多いと思われるとの指摘がなされた。また、EU との間での十分性認定について、安保情報や個人情報等、民間のものは対象になる一方、公的機関や大学が所有しているものは対象外となっており、EU との間でデータ流通ができない領域が存在するという指摘や、これに対する検討状況等について議論がなされた。さらに、産業界からはGDPR の実務に与えた影響の大きさや事前検討、現状の実務等について意見がなされた。さらには、データと安全保障との関係について引き続き研究テーマの一つとして検討していくことの重要性が指摘された。

第三に、「主要国・地域におけるデータ保護に関する法制度の概要」においては、日本、EU、米国、中国、インドネシア、ベトナム、及びインドについて、各国における個人情報や営業秘密等のデータを保護する法制度の比較検討を行い、その結果が報告された。研究会では、産業界からの視点として各国の条文の適用範囲が不明瞭な場合がありデータの流通が困難となる場合があるとの指摘や、データを保護するための現実的な対応として、通常の取引においては、契約によって保護する方法が挙げられるとの意見がなされた。また、GDPR では observed data、volunteered data や inferred data などデータのタイプの分類

がなされ、データのタイプによってデータポータビリティをどこまで認めるか議論されているところ、データポータビリティは様々な意味で競争関係に大きな影響を与えるという意見がなされた。さらに、日本の個人情報保護法のなかで inferred data にあたるものは、産業データに一部重複していると思われるところ、この点の今後の運用について、日本における独占禁止法（競争法）とデータ保護との関係を踏まえたより深い議論の重要性が指摘された。

第四に、「スペアパーツの意匠権に関する修理条項について」においては、複合製品の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、EUにおける修理条項の概要、背景及び経緯や、ドイツにおける意匠法改正等最近の動向、TRIPS 協定第 26 条第 2 項との整合性を巡る議論、米国及びアジアにおけるスペアパーツの保護の可能性等について報告がなされた。研究会では、スペアパーツの意匠権に関する修理条項について、従来の問題点として、①修理部品の安全性確保、②公正な競争の確保の二点に係る懸念が示された。すなわち、①については、独立部品メーカーが製造するスペアパーツは完成車メーカーで実施されるような実験を経ず、安全性が担保されていない可能性があるとの指摘がなされ、②については、独立部品メーカーは交換頻度が高く利益性が高い部品に特化して製造するケースが多い一方で、完成車メーカーでは、ユーザーニーズに応えるため、法律等に基づいて又はボランティアに全ての部品を長期にわたって保管するコストを負担しており、公正な競争が実現しているとはいえないとの指摘がされた。また、日本における意匠権によるスペアパーツの保護の在り方についても議論が行われたところ、安全性を確保するために重要であるとの見解が示される一方、安全性の確保は意匠法以外の規制による実現が可能であり、意匠権を創設する議論においては考慮すべきものではないとの意見もなされた。TRIPS 協定 26 条 2 項との整合性に関しては、条文中に規定されている「第三者の正当な利益を考慮」の定義は厳格ではなく、自動車修理に関する状況が大きく異なる EU と日本の法制度を一概に TRIPS 協定で統一するべきではないとの意見がなされた。

第五に、「米国及び中国の知財制度動向」においては、米国の知的財産権に関する制度動向として、知財に関する最近の連邦最高裁判例、特許適格性（米国特許法 101 条）に関する議論、特許レビュー（AIA レビュー）に関する最近の議論や医薬品特許制度に関する改正動向を含めた知的財産に関する法制度改正動向、及び USPTO/USTR の動向について報告がなされ、中国の知的財産権に関する制度動向としては、商標法改正、専利法改正草案、反不正競争法改正、著作権法改正、技術輸出入管理条例、及び最高人民法院の司法解釈について報告がなされた。研究会では、米国の法改正動向について、産業界からは IT やライフサイエンス等様々な分野に関連する特許適格性の法改正動向について注視していることや、賛否については産業分野によっても見解が異なり得ることについて意見がなされた。また、医薬品特許制度に関する改正動向についても医薬品メーカーのアメリカでの特許戦略に関連してかなり注目される事項であるとの指摘がなされた。さらに、中国における技術輸出入管理条例に関して、同管理条例 27 条が削除されても、同旨の規定が契約法及び同法の司法解釈に依然として存在していること、仮に契約における準拠法として外国法を指定することにより契約法と同司法解釈を排除することができれば、問題なく技術輸出ライセンス契約を結ぶことができるが、当該司法解釈の規定が公法として排除できないと

するのであれば、技術輸出入管理条例の改正は実務的には意義がないものとなる可能性があるとの指摘や、瑕疵担保責任についての改正内容が明確でなく、今後の実務や判例、政令の積み重ねを見極める必要があるとの意見がなされた。

第六に、「新興国及び途上国の知財エンフォースメントに関する評価・ベンチマークの分析」においては、知財のエンフォースメントの評価指標として世界経済フォーラム、ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA)、米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター、財産権連盟、米国通商代表部及び欧州委員会の発行している報告書の評価に着目し、ブラジル、ロシア、インド及び中国、インドネシア、フィリピン、タイ及びベトナム、並びにウクライナの9か国を調査し、各評価主体の評価・ベンチマーク分析を比較調査した結果が報告された。また、上記6つの団体等の報告書の評価をベンチマークとして、調査対象国9か国について2005年及び2010年並びに2015-2019年における経年変化を追跡し検討した結果や、各指標と各国のエンフォースメントとの関係を含む総合分析を行った結果が報告された。研究会では、総合順位について知的財産権の訴訟経験等からも納得いくところであるとの意見がなされた。他方、調査対象国の中で総合順位が1位となっている中国については、特許の質が低いという印象ばかりではないという意見や、総合順位が3位のインドについては、近年は商標権侵害訴訟において比較的早期に仮処分が出るケースも報告されている旨紹介がある等、ベンチマーク分析による結果が産業界における評価と必ずしも一致するものではなく、いくつかの点においては改善されているようなケースも見られた。さらに、国によって今後も一層状況が変わっていく可能性があるため各ベンチマークの経時的変化を見ていく重要性が改めて確認されたとの意見がなされた。

## V. むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のためにTRIPS協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性は増している。一方、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化し、データ保護、安全保障及び技術管理といった政策の重要性が認識される現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。加えて、新興国市場の拡大により、新興国の知財制度についてはより一層の注視が必要となっている。かかる状況においては、TRIPS協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、新たな国際的紛争解決手続の枠組みに関する議論や、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することが求められていると言える。

以上